

## 宝塚市告示第101号

### 自動車騒音の限度を定める省令に係る区域の指定について

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表の備考に掲げる区域を下記のとおり定め、平成20年4月1日から適用する。

なお、平成15年3月27日付け宝塚市告示第102号は平成20年3月31日限り廃止する。

平成20年3月31日

宝塚市長 阪上善秀

#### 記

#### 1 a区域

- (1) 騒音規制法の規定に基づく規制地域の指定及び区域の区分について（平成20年宝塚市告示第99号。以下「告示第99号」という。）において指定した地域のうちの第1種区域
- (2) 告示第99号において指定した地域のうちの第2種区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定に基づく第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域に限る。）

#### 2 b区域

告示第99号において指定した地域のうちの第2種区域（前項2項に掲げる地域を除く。）

#### 3 c区域

告示第99号において指定した地域のうちの第3種区域及び第4種区域